平成２７年（フ）第１４号
愛媛県今治市郷六ヶ内町１丁目３番３号　ＣＡＳＡ・ＮＯＶＡ102号、前住所愛媛県四国中央市金生町山田井1391番地
債務者　木村　龍也
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第２５号
宮崎県日南市大字星倉4651番地３
債務者　愛甲　和則
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第３８号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目11番21―301号　龍大迫マンション、申立時の住民票上の住所鹿児島県霧島市牧園町高千穂3841番地
債務者　井上　真一
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
川崎市宮前区有馬４丁目５番１―1207号　市営住宅
債務者　吉岡真智子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
川崎市宮前区有馬２丁目11番９号　コーポ篠田101
債務者　月木　豊成
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
兵庫県川西市水明台１丁目２番地の44
債務者　青木　雅仁
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
奈良県生駒郡三郷町三室１丁目12番18号101号室、住民票上の住所奈良県生駒郡安堵町大字東安堵68番地の６
債務者　堀　惠美子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第８５号
大分市大字三芳2047番地の３　サザン・ブライト志手301
債務者　志水　信幸
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８６号
大分市大字三芳2047番地の３　サザン・ブライト志手301
債務者　志水　佳子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字福芦359番地２県営福芦住宅121号
債務者　大内　洋子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
石川県加賀市片山津温泉シ３番地３　かるみ荘２階３号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉ヲ55番地　コーポよしみ２階１号室
債務者　持田惠美子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第４３号
石川県加賀市片山津温泉シ３番地３　かるみ荘２階３号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉ヲ55番地　コーポよしみ２階１号室
債務者　持田　文俊
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１０３号
兵庫県宝塚市大吹町12番11号　ことぶき荘204、前住所兵庫県宝塚市小林４丁目７番９号木本荘202
債務者　中島永美子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
兵庫県川辺郡猪名川町松尾台４丁目１番地19
債務者　山川　**徳**一
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
兵庫県尼崎市小中島１丁目24番15―102号
債務者　堀　　信也
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０４号
兵庫県尼崎市小中島１丁目24番15―102号
債務者　堀　　泰子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係